（読替規定）

第五十一条の九　法第五十条の二第一項の登録を受けた者については信託会社（第二十三条第二項及び第三項並びに第二十五条にあっては、管理型信託会社）とみなして、第八条、第十七条から第二十三条まで、第二十五条、第二十九条、第三十七条から第四十一条の八まで、第四十八条（第一項第三号、第七号及び第十号から第十二号まで並びに第二項を除く。）、第五十条（第四項を除く。）及び第五十一条の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「信託業務」とあり、及び「信託業」とあるのは、「信託法第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

［略］	
第五十条第一項	
法第四十一条第三項又は第五項	法第四十一条第三項
電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）	電子公告（公告の方法のうち電磁的方法（会社法第二条第三十四号（定義）に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）
これら	同項
［略］	

［2・3　略］

（特定大学技術移転事業に係る信託についての特例）

第五十三条　［略］

4　承認事業者については信託会社（第二十三条第二項及び第三項並びに第二十五条にあっては、管理型信託会社）とみなして、第八条、第十七条から第二十三条まで、第二十五条、第二十八条から第三十条まで、第三十一条から第四十一条の八まで、第四十八条（第一項第三号、第四号、第七号及び第十号から第十二号まで並びに第二項を除く。）、第五十条（第四項を除く。）及び第五十一条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

［略］	
第五十条第一項	
法第四十一条第三項又は第五項	法第四十一条第三項
電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）	電子公告（公告の方法のうち電磁的方法（会社法第二条第三十四号（定義）に規定する電磁的方法を

（読替規定）

第五十一条の九　［同上］

［同上］	
第五十条第一項	
法第四十一条第三項又は第五項	法第四十一条第三項
電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）	電子公告（公告の方法のうち電磁的方法（会社法第二条第三十四号（定義）に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）
［同上］	

［2・3　同上］

（特定大学技術移転事業に係る信託についての特例）

第五十三条　［同上］

4　［同上］

［同上］	
第五十条第一項	
法第四十一条第三項又は第五項	法第四十一条第三項
電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）	電子公告（公告の方法のうち電磁的方法（会社法第二条第三十四号（定義）に規定する電磁的方法を